傍　聴　要　領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　栃木県職業能力開発審議会

１　傍聴する場合の手続き

　(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の５分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って入室してください。

　(2) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了いたします。

２　会議の秩序の維持

　(1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。

　(2) 傍聴者が３の事項に違反して注意を受け、なおこれに従わないときは、退場していた　　だく場合があります。

３　会議を傍聴するにあたって守るべき事項

　(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明　　 しないこと。

　(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

　(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

　(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許　　可を得た場合は、差し支えありません。

　(5)　その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。